

自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取りやめを求める意見書

農水省は種苗法の現行制度の見直しを検討、種苗法改正案が上程される予定となっている。原則として農家に認められてきた登録品種の自家増殖を「許諾制」という形で事実上一律禁止する改正案により、これまで認められてきた農家のタネ取り(自家増殖)の権利が著しく制限され、許諾手続き、費用、種子を毎年購入しなければならないなど、日本の農業を支えてきた圧倒的多数の小規模農家にとって大打撃である。これは農家の経営を圧迫し、地域農業の衰退を招きかねず「国連家族農業の10年」「小農の権利宣言」の精神と相反する。地域の中小の種苗会社が品種登録をする余裕がない場合、高額の登録料を支払うことのできる特定の民間企業による種子の独占、市場の寡占化が進み、農家や消費者の選択肢をより一層制限する事態が予想される。

自家増殖禁止は種子の多様化や地域に適した作物栽培を阻害しかねず、地球規模の気候変動による食糧不足が懸念される中、食料安全保障の観点にも逆行している。

国においては地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物、食料を確保する観点から、農家の権利を制限する種苗法改定を取りやめることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

所 沢 市 議 会

提 出 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣